

令和4年6月14日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和4年6月14日付託分)

総 務 局

目 次

	ページ
退職手当に関する処分に対する審査請求についての概要	1

退職手当に関する処分に対する審査請求についての概要

1 趣旨

元警察官に対して、神奈川県警察本部長が退職手当を支給しないこととした処分を行ったところ、神奈川県知事に対し、審査請求があったので、地方自治法第206条第2項の規定により諮問するものである。

2 審査請求人



3 処分庁

横浜市中区海岸通2丁目4番
神奈川県警察本部長

4 審査請求年月日

令和3年12月10日

5 審査請求の趣旨

審査請求人は、神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が、職員の退職手当に関する条例（以下「条例」という。）の規定により、一般の退職手当等（以下「退職手当」という。）の全部を支給しないこととした処分（以下「本件処分」という。）を不服として審査請求を行った。

6 審査請求の理由

警察本部長が審査請求人に対して行った懲戒免職処分（以下「本件懲戒免職処分」という。）は、法に定められた懲戒権者の裁量権限を逸脱濫用しており、違法・不当であることから、同事実を基礎として、条例第12条第1項に基づき、令和3年9月10日付けで行った本件処分についても判断の基礎となる重大な事実を欠き、違法であるため、取消しを求める。

7 審査請求に対する県の見解

- (1) 審査請求人は、神奈川県人事委員会に対し、本件懲戒免職処分の取消しを求めて別途審査請求を提起しているが、裁決により取り消された

事情等は見当たらないため、条例第 12 条第 1 項第 1 号の「懲戒免職等処分を受けて退職をした者」に該当することは明らかである。

- (2) 条例第 12 条第 1 項は、懲戒免職処分を受けて退職をした者に対して、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができると規定しており、その具体的な判断は、任命権者の裁量に委ねられている。
- (3) この点、「国家公務員退職手当法の運用方針（昭和 60 年 4 月 30 日総人第 261 号）」では、非違の発生を抑止するという制度目的を踏まえ、懲戒免職を受けて退職をした者に対して、退職手当の全部を支給しないことを原則とし、例外的に「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」、「処分の理由となった非違が正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみで、特に参酌すべき情状のある場合」、「処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）によるものであり、特に参酌すべき情状のある場合」などに限定して、退職手当の一部を支給しないこととする処分を行うこととしている。警察本部長においては、こうした国の取扱いに準じて具体的な判断を行っている。
- (4) 本件について、審査請求人が行った非違の内容は、故意に、現に捜査中の事件の関係者である暴力団組長に対し、逮捕前に、逮捕予定等の秘匿性の高い捜査情報を漏らしたものと、故意に、現に捜査中の事件の関係者である暴力団組長に対し、捜索前に、捜索予定等の秘匿性の高い捜査情報を漏らしたものと、また、複数回にわたり、暴力団関係者と接触した際に、通達に反して上司に報告を怠っていた上、同暴力団関係者から飲食接待を受けたものなどであり、このことに事実誤認は認められず、反社会的勢力である暴力団関係者との不適切な関係を長期にわたって継続的に続けていることなどから、非違の程度は悪質と言わざるを得ない。これらを考え合わせると、本件は退職手当の一部を支給しないこととする処分にとどめる場合に該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件処分は裁量の範囲内の適法かつ妥当なものであり、審査請求人の主張には何ら理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項により棄却すべきである。